| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 生活の党と山本太郎となかまたち京都府総支部 | 京都府京都市右京区嵯峨二尊院門前北中院町二―九 | 衆議院京都府第4区 | ○ | |
| 生活の党と山本太郎となかまたち大阪府総支部連合会 | 大阪府大阪市鶴見区茨田大宮一―一三― | 大阪府 | ○ | |
| 生活の党と山本太郎となかまたち大阪府第6区総支部 | 大阪府大阪市鶴見区茨田大宮一―一三―四六 | 衆議院大阪府第6区 | ○ | |
| 生活の党と山本太郎となかまたち大阪府第7区総支部 | 大阪府吹田市寿町二―二六―二五 | 衆議院大阪府第7区 | ○ | |
| 生活の党と山本太郎となかまたち奈良県第2区総支部 | 奈良県大和郡山市筒井町七四八―一 | 衆議院奈良県第2区 | ○ | |
| 生活の党と山本太郎となかまたち広島県総支部連合会 | 広島県尾道市久保二―二六―二 | 広島県 | ○ | |
| 生活の党と山本太郎となかまたち広島県第1区総支部 | 広島県広島市中区橋本町六―一〇 | 衆議院広島県第1区 | ○ | |
| 生活の党と山本太郎となかまたち広島県参議院選挙区第1総支部 | 広島県尾道市久保二―二六―二 | 広島県選挙区 | ○ | |
| 生活の党と山本太郎となかまたち衆議院九州ブロック比例区第1総支部 | 大分県日田市丸山二―四―六一 | 衆議院比例代表九州選挙区 | ○ | |
| 生活の党と山本太郎となかまたち長崎県第4区総支部 | 長崎県佐世保市俵町一一―一六 | 衆議院長崎県第4区 | ○ | |
| 生活の党と山本太郎となかまたち大分県総支部連合会 | 大分県中津市古金谷二五九一 | 大分県 | ○ | |
| 生活の党と山本太郎となかまたち沖縄県総支部連合会 | 沖縄県沖縄市美原四―二一―一二 | 沖縄県 | ○ | |
| 生活の党と山本太郎となかまたち沖縄県第3区総支部 | 沖縄県沖縄市美原四―二一―一二 | 衆議院沖縄県第3区 | ○ | |

**○総務省告示第三十二号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十七年二月十三日

総務大臣　山本　早苗

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|---|---|---|---|---|
| 日本を元気にする会 | 松田　公太 | 地引　直輝 | 東京都品川区上大崎二―一五―一九 | 二七、一、八 |

**○総務省告示第三十三号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条の二第二項後段の規定による政治資金団体としての指定の取消しの届出があったので、同法第七条の二第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十七年二月十三日

総務大臣　山本　早苗

| 政治資金団体の名称 | 政治資金団体の代表者の氏名 | 取消しの届出のあった年月日 |
|---|---|---|
| 太陽の党 | 真政協会 | 二七、一、一四 |

**○総務省告示第三十四号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十七年二月十三日

総務大臣　山本　早苗

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|---|---|---|
| 真政協会 | 中出　英臣 | 二七、一、三〇 |

**○総務省告示第三十五号**

統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）第二十八条第一項の規定に基づき、法第二条第九項に規定する統計基準として、疾病、傷害及び死因に関する分類を次のように定め、平成二十八年一月一日から施行し、同日以後に作成する公的統計（法第二条第三項に規定する公的統計をいう。）の表示に適用する。

平成二十一年総務省告示第百七十六号は、平成二十七年十二月三十一日限り廃止する。ただし、平成二十八年十二月三十一日までに作成する公的統計の表示については、この告示による分類表により難い場合に限り、なお従前の例によることができる。

平成二十七年二月十三日

総務大臣　山本　早苗

1　統計基準の名称　疾病、傷害及び死因の統計分類

2　疾病、傷害及び死因の統計分類を設定する目的

公的統計を疾病、傷害及び死因別に表示する場合において、当該公的統計の統一性と総合性を確保し、利用の向上を図ることを目的とする。

3　疾病、傷害及び死因の統計分類の設定に当たっての基本的な考え方

疾病、傷害及び死因の統計分類（以下「本分類」という。）は、世界保健機関が勧告する「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」に準拠して設定する。ただし、我が国の疾病構造等にも配慮する。

4　疾病、傷害及び死因の統計分類の構成及び分類符号の表記

本分類は、以下の分類表により構成されている。

（1）　基本分類表（章分類22項目、基本分類14,609項目）

（2）　疾病分類表（大分類85項目、中分類148項目、小分類374項目）

（3）　死因分類表（133項目）